

別紙

諮問第709号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年度定期異動において、医師の診断書にて『職場環境を変えることで症状改善』の書面を提出し、校長、〇教委とも妥当と判断し、さらに再検討の手続きにおいても妥当と判断したにも関わらず、『現状から判断できなかった』という理由及び判断経緯」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が行った決定のうち、別記に掲げる本件対象保有個人情報1から6までを特定した上で、平成31年1月16日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年3月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年2月28日に審査請求人から意見書を、同年8月17日に実施機関から理由説明書を収受し、同年8月28日（第207回第一部会）から同年9月30日（第208回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見

書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件非開示情報及び審査会の審議事項について

実施機関は、令和2年8月3日付保有個人情報一部開示決定通知書において、本件一部開示決定における非開示情報の一部を開示する処分変更を行っている。

審査会は、処分変更を行った後もなお非開示とされている部分である、別表に掲げる本件非開示情報1及び2について、それぞれの非開示妥当性を判断する。

イ 実施機関における事務事業について

東京都公立学校教員の定期異動実施要綱（平成24年8月9日24教人職第1381号）第4第3項は、「・・・区市町村立学校においては、校長が作成した異動申告書及び区市町村教育委員会が作成した異動計画案を基に、東京都教育委員会が区市町村教育委員会に異動予定者を通知し、それを受けて区市町村教育委員会が作成する異動配置案に係る内申に基づいて異動を決定する。」と規定している。

ウ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

（ア）実施機関は、本件非開示情報1について、以下のように説明する。

当該情報が記載されている本件対象保有個人情報1及び4は、病気等の事情のある教員の異動に関し、地区教育委員会が作成し実施機関に申請するものであり、非開示とした部分には、当該教員の状況や地区教育委員会の意見が記載されている。

このような情報について、開示することが前提となると、地区教育委員会による率直な意見の記載が妨げられ、公正かつ円滑な人事事務の遂行に支障を来すおそれがあり、条例16条6号に該当する。

（イ）審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、実施機関における評価、判断等の主観的見解に係る情報であることが確認された。

これらの情報が開示されることにより、今後、同種の事務において、地区教育委員会が、対象となる教員等からの反応を懸念するあまり、その意向を考慮して

消極的な記録に終始するようになり、その結果として、実施機関において適切な判断が行われなくなるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

エ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

(ア) 実施機関は、本件非開示情報2について、以下のように説明する。

当該情報が記載されている本件対象保有個人情報2、3、5及び6は、地区教育委員会の申請を受け、実施機関が当該教員の異動に関し検討した際の資料である。非開示とした部分には、検討に際して必要となる事項や検討案等が記載されている。

このような情報について、開示することが前提となると、人事異動に係る検討内容や判断の過程が明らかになることから、公正かつ円滑な人事事務の遂行に支障を来すおそれがあり、条例16条6号に該当する。

(イ) 審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、実施機関における人事異動の検討過程に係る情報であることが確認された。

これらの情報が開示されることにより、実施機関における人事異動に係る事務の検討過程の詳細が明らかとなり、今後、同種の事務において、対象となる教員等からの要求や干渉を招くなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別記 本件対象保有個人情報

- 1 異動計画案④－3【異動対象者に関する情報】
- 2 平成○年度（平成○年4月1日異動）異動検討（当初案）
- 3 平成○年度（平成○年4月1日異動）異動検討（一次検討結果）
- 4 異動計画案④－3【異動対象者に関する情報】（再検討）
- 5 平成○年度（平成○年4月1日異動）異動検討（再検討案）
- 6 平成○年度（平成○年4月1日異動）異動検討（決定）

別表 本件非開示情報

本件非開示情報	本件対象 保有個人情報	非開示情報
1	1 及び 4	「事情対象者の状況」及び「地区教育 委員会の意見」
2	2、3、5 及び 6	「検討日」、「案」、「再検討案」、 「※」、「*2」、「*3」、「異動 区分」、「検討」、「事情」及び「確 認事項」